平成28年度田舎館村奨学生募集のしおり

田舎館村

田舎館村では、有用な人材の育成を図るため、修学に意欲のある高校生、大学生等(入学予定者を含む)で経済的理由により修学困難と認められる者の中から、奨学金を貸与する奨学生を募集します。

1. 奨学金の種類と金額

区	分	授 (日本)	学	金土东人	貸	与	備	考
高等学校、盲学	·	修学資金(月額)	人字	支 度 金		数	貸与期間は、	将学生が
・養護学校の高		10,000円	100,	000円	約	10人	在学する学	校の修学
高等専門学校、 専修学校の専門 期間2年以上の]課程(修学	20,000円	200,	000円	約	5人	期間とします	0
大	学	30,000円	300,	000円	約	5人		

2. 貸与の期間

奨学金種類	貸	与	の	時	期	備	考
入学支度金	平成 28 年	月	日~平	成 28 4	年4月末日	奨学生決定後、申し出と 提示すれば入学日以前で	
修学資金	前期(4月 後期(10月				年 4 月末日 年 9 月末日	修学資金前期分は、在学されることになりますの	

3. 奨学生の手続

進学予定者 及び在学中の者で、奨学金の利用を希望する者は、次の書類を田舎館村教育委員会教育 課学務係に提出してください。(奨学生願書等は学務係に準備してあります。)

入学する学校が決まっていなくても、進学する予定であれば奨学生の手続きができます。

- (1) 奨 学 生 願 書 (保護者と村内に居住する者で独立の生計を営み奨学生と連帯して債務を負担できる者の2人保証人が必要です。)
- (2) 奨学生推薦調書(在学学校等から)
- (3) 住民票謄本(奨学生分)
- (4) 所得証明書(家族全員分)※別紙様式による。
- (5)納税証明書(家族以外の保証人分)
- (6) 印鑑証明書(保証人2名分)

奨学生願書受付開始 平成 27年 11月 2 日(月)から

提出期限 平成 27年11月30日(月)まで

ただし、災害その他特別の事由による場合、提出期限後でも願書の提出はできます。

4. 奨学生の要件

奨学生は、次の要件のすべてを備える者の中から決定します。

- (1) 村内に居住する者の子弟であること。
- (2) 経済的理由によって修学困難な者。(別記基準による……P.2)
- (3) 在学学校長等が奨学生として推薦した者。

5. 決定通知と貸与

(1) 決定通知は、平成27年12月28日までに本人へ発送します。

- (2) 奨学金の貸与は、借り入れ手続き完了後、田舎館村指定の株式会社アイナックが口座振り込みにより 行います。奨学生は、毎年4月20日までに在学証明書の提出が必要です。
- 6. 奨学金の償還
- (1)奨学金は、貸与の終了した月の1年後から10年以内の年賦又は半年賦で償還しなければなりません。
- (2) 償還手続きの方法は、貸与終了後、教育委員会から文書により連絡します。
- (3) 奨学金は無利息ですが、償還を怠ったときは延滞日数に応じて延滞利息を加算します。
- (4) 卒業後、上級学校等に進学したとき又は災害、傷病その他特別な事由により償還が困難であると認め られるときは、願い出によって一定期間償還が猶予されます。

7. 奨学金の併用禁止

日本学生支援機構、交通遺児育英会、青森県社会福祉協議会等の奨学金又は修学資金を受けている者や、 入学時において受けることが決定されている者は、貸与の対象としませんので注意してください。

8. 問合せ先

田舎館村大字田舎舘字中辻123番地1 田舎館村教育委員会 教育課 学務係 🖫 58-2363

「経済的理由により修学困難」の基準は、およそ次のとおりです。

1. 本人の属する世帯(同居、別居を問わず、本人と生計を同じくする世帯をいう。)の1年間の所得金額が 次の所得基準額表に定める額以下であること。

所得其淮貊夷

	114470-	产缺 农							
区	分	所 得	金額	区	分	所 得	金 額		
	7,1	高 等 学 校	短大(専修)大学			高 等 学 校	短大(専修)大学		
世	1人	1,290千円	1,600千円	世	5人	2,770千円	3,440千円		
帯	2人	2,050千円	2,550千円	帯	6人	2,910千円	3,600千円		
人	3人	2,360千円	2,920千円	人	7人	3,040千円	3,760千円		
員	4人	2,580千円	3,190千円	員	8人	3,170千円	3,920千円		
備	†	世帯人数が8人を超え	る場合は、1人増する	ごとに	_高等学	学校130千円、短大	(専修) 大学は、1		
	**** 60千円それぞれの所得金額に加算します。所得金額とは、収入金額から必要経費を控除した金								
考	を見	所得金額とします。							

給与所得の場合の控除額

年 間 収 入 金 額	控 除 額
	年間収入金額 × 0.2 + 235万円
400万円以下の場合	(ただし、収入金額が294万円以下の控除額は収入金
	額と同額です。)
401万円以上844万円以下の場合	年間収入金額 × 0.3 + 195万円
845万円以上の場合	4 4 8 万円

- (1) 給与所得者が2人以上いる場合は、この計算を個々に行い、所得金額を合計します。
- (2) 同一人で、2以上の収入があっていずれも給与所得の場合は、収入金額を合算してから所得金額を算 出します。
- ※なお、給与所得は、収入金額を基にして次の計算式によって直接所得金額を求めることができます。

①収入金額が294万円以下の場合は、所得金額は0円です。

②収入金額が 295 万円以上 400 万円以下の場合…… 収入金額×0.8-235 万円=所得金額

③収入金額が 401 万円以上 844 万円以下の場合……… 収入金額×0.7-195 万円=所得金額

④収入金額が845万円以上の場合…… 収入金額 -448万円=所得金額

2. 母子世帯その他特別の事情のある世帯については、次の特別控除額表に定める金額をその世帯の所得金額から控除します。

区分	特別の事情のある世帯		特	別	控	 除	——————— 額			
	(1) 母子・父子世帯				1-1-	174	470 千円			
		小 学	 校			••	80 千円			
		中学					160 千円			
					自宅は	甬学	自宅外通学			
		高等	 学 校	国・公立		千円	450 千円			
				私立		千円	570 千円			
		高等専	1 門 学	国・公立		千円	530 千円			
	(2) 就学者のいる世帯	校 · 短		私立	+	千円	760 千円			
	(児童・生徒・学生1人につき)	大	//// 学	国・公立	-	千円	970 千円			
			•	私立		千円	1,370千円			
A		専修	高等	国・公立		千円	260 千円			
		学校	課程	私立		千円	440 千円			
世帯を対			専門	国・公立		千円	590 千円			
象とする			課程	私立		千円	1,060 千円			
控除	(3) 障害者のいる世帯	暗宝者	1人に	<u> </u>	1 000	, , , ,	820 千円			
	(4)長期療養者のいる世帯			<u></u> 常的に特別フ		ている				
	(5) 主たる家計支持者が別居して						ごし、680 千円			
	いる世帯		としま		C 4 . O 715 ti	R ₀ / C / C	20,000 111			
	. 9 🗀 🗎				 更か姿オオオ	トスレル	+ 生活費を得			
	(6)火災、風水害、盗難等の被害	日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害が								
	を受けた世帯	あって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると								
		認められる年間金額								
		 	父母以外の者の所得者1人につき 350 千円。ただし、							
	(7)父母以外の所得者がいる世帯	その所得が350千円未満の場合はその所得額。								
		進学す					270 千円			
	 出願者本人が高等学校に進学する者及				自宅	 通学	自宅外通学			
	び在学中の者	 在学	中の者	国・公立	270) 千円	450 千円			
				私立	390	千円	570 千円			
		進学す	ろ者	<u> </u>			340 千円			
	 出願者本人が高等専門学校・短期大学	~_ , /	ФП		自宅	 甬学	自宅外通学			
В	口願有本人が同寺寺门子仪・短朔人子 に進学する者及び在学中の者	 在学	カの老	国・公立		三,) 千円	530 千円			
	に延子する名及び仕子(100名	11.7	F V /11	私立) 千円	760 千円			
本人を対		`#: N4-)-	7 4.							
象とする		進学す	る有		<u> </u>	圣 次4	560 千円			
控除	出願者本人が大学に進学する者及び在	4.00	مبلديدان	17 八去	自宅		自宅外通学			
	学中の者	在学	門の者	国・公立私立		千円 エエ	970 千円			
				私立	960	千円	1,370 千円			
		進学す	る者				220 千円			
	出願者本人が専修学校専門課程に進学				自宅		自宅外通学			
	する者及び在学中の者	在学品	中の者	国・公立		千円	590 千円			
				私 立	690	千円	1,060 千円			
備考	1 A欄の「(2) 就学者のいる世帯」に 2 A欄の控除については該当する特別の せて控除することができます。						別控除額を併			

参 考 所得基準額表に定める所得の計算例

(所得金額Cが所得基準額D以下であれば該当になります。)

◆ 次の計算例は、全部該当になります。

☆給与所得の場合(収入金額は所得証明書による)

①高校進学予定の場合

〔世帯の構成:父、母、本人(中学3年で高校進学予定)、中学生、小学生 計5人〕 (単位:千円)

所 得 者	所 得 金 額	の積算A	特別控除	額B	所得金額C	所得基準額D
父(会社員)	収入金額(6,000)×0.7	-1,950=2,250	小学生	80	A-B	
母(会社員)	収入金額(3,900)×0.8	-2,350=770	中学生	160		
			本 人	270		
	合 計	3, 020	合 計	510	2, 510	2,770

②大学進学予定の場合

[世帯の構成:父、母、本人(高校3年で大学進学予定)、中学生 計4人]

(単位:千円)

所得者	所得金額の	積 算A	特別控隊	余額B	所得金額C	所得基準額D
父 (会社員)	収入金額(6,000)×0.7-1,	950=2,250	中学生	160	A-B	
母(会社員)	収入金額(3,900)×0.8-2,	350 = 770	本 人	560		
	合 計	3, 020	合計	720	2, 300	3, 190

☆給与所得以外の場合

①高校進学予定の場合

[世帯の構成:父、母、本人(中学3年で高校進学予定)、小学生 計4人] (単位:千円)

所得者	所	得	金	額	の	積	算 A	特別控除額B		余額 B	所得金額C	所得基準額D
父(農業)							2, 800	小草	学生	80	A - B	
	:							本	人	270		
	_	合	計				2,800	合	計	350	2, 450	2, 580

②大学進学予定の場合

[世帯の構成:父、母、本人(高校3年で大学進学予定)、小学生 計4人]

(単位:千円)

所 得 者	所	得	金	額	の	積	算 A	特別控除額B		徐額 B	所得金額C	所得基準額D
父(農業)							3, 000	小肖	学生	80	A - B	
								本	人	560		
	í	<u>}</u>	計				3,000	合	計	640	2, 360	3, 190

☆給与所得と農業所得の場合(給与の収入金額と農業の所得金額、所得証明による)

①高校進学予定の場合

[世帯の構成:父、母、本人(中学3年で高校進学予定)、小学生 計4人]

(単位:千円)

所得者	所得金額の積算A	特別控除額B	所得金額C	所得基準額D
父 (会社員)	収入金額(5,000)×0.7-1,950=1,550	小学生 80	A-B	
母(農業)	700	本 人 270		
	合 計 2,250	合 計 350	1, 900	2, 580